

令和8年第1回

宇土市議会臨時會議案

令和8年1月7日招集

令和8年第1回市議会臨時会議案目次

番号	議案名	ページ
議案第1号	宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第2号	宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	2
議案第3号	宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第4号	宇土市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	4
議案第5号	令和7年度宇土市一般会計補正予算（第7号）について	11 別冊
議案第6号	令和7年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について	〃
議案第7号	令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	12 別冊
議案第8号	令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第3号）について	〃

議案第1号

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市議会議員の期末手当について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第2号

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

市長等の期末手当について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第3号

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成12年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条 宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

教育長の期末手当について、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員特別職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第4号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

宇土市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例（平成12年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「51, 600円」を「52, 100円」に改める。

第11条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第17条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「21, 000円」を「22, 500円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に改め、同項ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に、「31, 500円」を「33, 750円」に、「11, 100円」を「11, 550円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第19条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「「100分の60」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400

35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	

73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				
94		308, 000	358, 400				
95		308, 300	358, 800				
96		308, 700	359, 100				
97		308, 900	359, 400				
98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					

111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900
							374,800

第2条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。)」を加える。

第8条の2の見出しを削り、同条の前に見出として「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第8条の3 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項、第5項及び宇土市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成12年規則第28号）第10条第1項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第10条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

（宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 宇土市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第11号）

の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇土市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇土市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第4項中「第7条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第5項中「新給与条例」を「宇土市一般職の職員の給与に関する条例第8条の3第1項及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「宇土市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第8項中「新給与条例」を「宇土市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

提案理由

令和7年人事院勧告に伴う国家公務員一般職の職員の給与改定に準じ、条例を改正する。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 5 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 1 月 7 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 6 号

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 7 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり定める。

令和 8 年 1 月 7 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第7号

令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

令和7年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号

令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和7年度宇土市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和8年1月7日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。